

○東大阪都市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月31日

東大阪都市清掃施設組合条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報保護審査会)

第2条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第2項の機関として、事件ごとに、東大阪都市清掃施設組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

(その他法の施行に関する事項)

第3条 前条に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、東大阪市における個人情報の保護の取扱いの例による。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。